

大 個 審 第 2 2 号
(答 申 第 4 号)
平成 9 年 1 月 2 7 日

大阪府知事 殿

大阪府個人情報保護審議会
会長 佐藤 幸治

知事の保有する個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 8 年 1 2 月 2 4 日付け青第 4 4 2 号で諮問のあった青少年情報交流支援システムに係る大阪府個人情報保護条例 (平成 8 年大阪府条例第 2 号。以下「条例」という。) 第 8 条第 3 項に規定する通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の実施機関以外への提供禁止に対する例外事項については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めたので答申します。

ただし、通信回線を用いた個人情報の外部提供については、瞬時に、かつ、大量の個人情報を取り扱うことが可能となるため、下記事項に留意して個人情報の保護安全対策に万全の措置を講ずるよう要望します。

記

- 1 電子メール、電子会議室及び電子掲示板における情報の収集、利用等に関して、会員等からの苦情の申し出に対する相談窓口を設定し、的確な対応を図るとともに、広く会員等に告示すること。
- 2 本システムの各種サービスにおいて、他人への誹謗中傷など個人情報の保護に関して問題が生じないように、会員に対してルールやマナーを徹底するよう努めること。
- 3 本システムの適正な管理及び運用を図るための要領や利用規約を策定するなど管理体制を整備すること。
- 4 諮問時におけるサービスメニューを変更する場合やインターネットに接続する場合など、当該システムを変更する際には、改めて本審議会に諮問すること。
- 5 本人が同意した範囲で個人情報が提供されるよう、十分な保護措置をとること。